

評価者による評価結果(2)

評価者からの意見

I. プログラムの目的、役割

1. 日本学術会議の提言、日本実験動物学会の外部検証の原則に照らして、プログラムの目的は妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	本プログラムは、日本学術会議の「各研究試験機関の自主管理が適正なされ、統一ガイドラインの基準が満たされていることを、第三者の立場から評価・認証する機関を設ける」という提言を国動協・公私動協内に相互検証の仕組みをつくることによって実現しようとする取組であり、プログラムの目的は日本学術会議の提言に照らして妥当であるといえる。また、外部検証の原則には「3)外部検証は、(中略)自己点検・評価の実施を前提とする」とされており、本プログラムの自己点検・評価の結果の検証という目的と合致している。
評価者②	3	日本学術会議のガイドラインに挙がっている事項を、自己点検及び相互検証プログラムの評価項目に合わせているという点では、分かりやすく一貫していると思われる。 ただし、いくつかの課題があると思われる[八神 3, 6]*。 第一に、適切な動物実験施設として正式に認めるという意味の「認証制度」にはなっていない。国動協・公私動協による合同のワーキングチーム(非公式のグループ)が主体である限り、正式の認証を与える組織になるには厳しいと思われる。 第二に、諸外国の認証制度との相互性を目指すという点についても課題が多いと思われる。実務的な観点からそこまで至っていないというだけでなく、国内の(文部科学省の所管ではない)他の研究機関の外部検証制度とのすり合わせを意識しておく必要があるのではないかと。別々の仕組みでそれぞれの認証制度が完成してしまう前に、動物実験に関わる法制度をどう位置づけるか、省庁ごとに所管の異なる仕組みをどうするか、2006年体制が定着してきた今こそ、長期的なビジョンを持って議論することが必要なのではないだろうか[下田 24]。 第三に、社会的に高い信頼を得ていくための制度としては、まだ「身内」=大学関係者同士の評価というレベルに留まっていると思われる。後述するように、同業者ではない第三者や一般市民が参画してこそ社会の理解を得られると思うので、仕組みとして発展途上の段階であると思われる。 * 公開評価会における配布資料(スライド番号)、以下同様
評価者③	4	日本学術会議では、動物実験管理体制の改善に向けた方策の一つに「研究機関の自主管理を第三者的立場から評価する機構の設置」を提言している。当該プログラムにおける相互検証はあくまで外部評価に留まっていると捉えられるが、将来的な第三者評価に向けた素地づくりの活動として評価できる。一方、日本実験動物学会の外部検証の原則においても、最終的には国内で統一した第三者評価機構の設置を目指すべきとしているが、当面の対応策として現行の検証システムの成熟を図ることが重要としており、この点でも当該プログラムの外部検証は妥当であると考えられる。
評価者④	3	それぞれの趣旨には概ね沿っている。しかし、学術会議の提言において言及されているように「動物実験に対する社会の理解を促進する」ためには、社会の大多数を占める動物実験に直接携わらない人の意見を反映させる機会が不足しており、動物実験関係者のみでの馴れ合いなのではないかという疑念を払拭するにはまだ不十分ではないかと思われる。研究の透明性、アカウントビリティの確立のためには、外部検証の結果全体について、一般の国民や動物実験に直接携わらない人たちの意見を広く、定期的に聞くシステムを取り入れることが有効なのではないか。
評価者⑤	4	日本学術会議が提言するところの動物実験ガイドラインに基づく自主管理を客観的に担保するための取組みとして、一定レベルの目的を果たしているとして評価できる。専門家によるピアレビューの必要性を鑑みると、この相互検証は現実的な仕組みであると言える。一方で、社会一般から見たときに、第三者の立場からの評価としては必ずしも受け取られず、検証実施主体としての独立性欠如を問題視される可能性がある。また、日本学術会議の提言では、第三者評価機構の骨子として施設認証にまで踏み込んでおり、この点についても、求められている到達目標まではレベルの乖離があると言える。
評価者⑥	5	コメントなし。

2. 動物実験基本指針(文部科学省)への適合性を検証する制度として妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	動物実験基本指針に示された項目は、「自己点検・評価事項」の評価項目として網羅されており当該基準への適合性を検証する制度として妥当であると評価できる。

評価者②	4	文部科学省の動物実験基本指針に掲げられている事項に沿って審査する形となっているので、適合的であると思われる。 ただし、文部科学省の基本指針そのものが無味乾燥な内容なので、その指針に形式的に適合しているだけでは、動物実験の改善やアカウンタビリティの向上、関係者の意識向上など、実質的な効果をもたらさうかは不明である[喜多 6]。
評価者③	5	当該プログラムの評価基準や項目は、動物実験基本指針(文部科学省)に沿っており、指針への適合性を検証する上で有効だと考えられる。また、基本指針では「基本指針への適合性に関する自己点検・評価」と「当該点検及び評価」の結果について、当該研究機関以外の者による検証」を求めているが、当該プログラムの外部検証はその要求を満たしている。
評価者④	4	相互検証プログラムは、文部科学省の規定する基本指針に沿った内容で行われているといえる。当該研究機関以外のものが、自己点検・評価の内容について検証を実施している。ただし、特に科学的合理性と3Rへの取組状況の適切さについては、評価者による評価のぶれが生じうる可能性がある。評価をする側と受ける側で解釈が一致しにくいケースがあることが考えられる。
評価者⑤	5	自己点検・評価に基づいて、基本指針が規定する遵守事項である動物実験の実施体制、実施状況、安全管理、教育訓練、情報公開などを網羅的に評価しており、制度として妥当であると判断される。調査・評価の公正性や調査員間の均質性の向上、他の検証システムとの将来的な整合性を目指す上では、現行システムでは対象機関用の参考資料として扱われている「自己点検評価事項」や「飼養保管施設の点検事項」に関するチェックシートの充実・活用を図ることも今後有効と思われる。
評価者⑥	5	コメントなし。

3. 実験動物飼養保管基準(環境省)への適合性を検証する制度として妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	実験動物飼養保管基準に示された項目は、「自己点検・評価事項(案)」の「2.実施状況」のうち「実験動物の飼養保管状況」を中心に評価項目として網羅されており当該基準への適合性を検証する制度として妥当であると評価できる。
評価者②	2	必ずしも適合的ではないと思われる。環境省の実験動物飼養保管基準は、その前提にあるのが動物愛護管理法である。つまり、「動物のために」苦痛の軽減や3Rの原則を求めるのが一義的な目的である。「実験に支障のない範囲」という条件がついているとはいえ、動物の立場・その習性を考慮した飼育環境を十分に保っているかどうかを判断するための基準であるが、それが十分に考慮されている検証制度であるとは思われない。もちろん、相互検証プログラムにおいても、「実験動物の飼養保管の状況」をチェックする(書類審査及び実地視察)ことになっているが、評価項目を見ると、マニュアルの策定の有無や記録の有無が評価の中心となっており[喜多 16]、動物の立場になって、彼らのホスピタリティを重点的にチェックする仕組みにはなっていないように思われる[下田 22]。 また、実験動物の飼養保管の状況の項目については、各機関の自己点検の点数の平均値よりも、外部検証の点数の平均値の方が高い。これは、当事者が反省している要素があるにもかかわらず、相互検証の審査が甘いことを意味しかねない[越本 6]。これについては詳細を後述する。
評価者③	5	当該プログラムの評価基準や項目は、実験動物飼養保管基準(環境省)に沿っており、適合性を検証する制度として妥当だと考えられる。
評価者④	4	環境省の飼養保管基準での記述には、「適切に」「過度なストレス」といった、動物の状態や施設の構造等について、具体的な要件が定められていない。このため、評価を受ける側の解釈と、評価する側の解釈に大きな差異が生じる可能性があり、現状では困難ではないかと考える。
評価者⑤	4	機関全体としての飼養保管体制および飼養保管状況については、実験動物飼養保管基準への適合性が十分に検証されていると思われる。一方、個々の飼養保管施設のレベルでは、飼養保管状況(たとえば飼養・健康管理、施設維持管理、環境保全、安全管理、記録管理等の状況)について具体的な検証を行うための実地調査時間が確保されていないと思われ、今後の質的改善が求められる(特に多くの飼養保管施設を抱える大規模な大学を調査する場合)。

評価者⑥	4	動物実験基本指針(文部科学省)への適合性を検証することで、間接的な検証にはなっている。 国動協のHPの検証プログラムの頁では「国立大学動物実験施設協議会および公立大学実験動物施設協議会は、文部科学省告示「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(基本指針)」の規定に基づき、各機関における動物実験の実施体制が基本指針に適合することの検証を、「動物実験に関する相互検証プログラム」に則して実施いたします。」となっており、「実験動物飼養保管基準(環境省)への適合性」は明示されていない。「実験動物飼養保管基準(環境省)への適合性」の検証の意図があるなら、明示しておくべきではないか。
------	---	---

II. プログラムの内容

1. 評価基準は、基本指針に照らして妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	本プログラムでは、基本指針に適合しているのか又はしていないのが評価の基準となっている。これは、基本指針「第6 その他」の「2.基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証」に明示された「指針への適合性」を基準として採用していることから、評価基準は基本指針に照らして妥当であると評価できる。
評価者②	4	現在は、①適合している、②一部改善すべき点がある、③問題が多いという、三段階のみの評価になっている[越本 5]。しかも、自ら申請してきた(ある程度努力している自負を持つ)研究機関の審査であることを思えば、実質的な評価の基準は、①適合している、②一部改善すべき点がある、の単純な合否判定(二段階評価)であると思われる。成績評価としては雑な印象もあるが、最低限の合格ラインに向けて段階的な改善を促す、研究機関全体を统一的に底上げするという意図からは、これで良いのかもしれない。 ただし、他の研究機関にとって模範となるような、明確に優れている事例については、①適合のレベルの一つ上に「大変に優れている」というニュアンスの基準があっても良いかもしれない。それが、その研究機関の強み・励みにもなっていくのではないだろうかと思われる。
評価者③	5	当該プログラムの評価基準は、動物実験基本指針(文部科学省)に沿っており妥当である。
評価者④	3	本プログラムにおける「評価項目」はわかりやすいが、「評価基準」はわかりにくい。基本指針への適合性に関する自己点検・評価の評価基準を、検証においても用いていることは、不一致を検討するためには良い方法だが、「適合している」との評価が妥当となると、それ以上に改善するための根拠をなくすことにつながるため、注意が必要ではないか。現状では3段階評価であるが、実質的に最も悪い評価をつけることはないため、2段階しかないといえる。これでは変化や違いがわかりにくいいため、5から7段階程度の評価をすることも検討してはどうだろうか。 どのような場合にどのように評価をするのか、という意味での基準は調査員の見識に頼っているものと理解した。この点については公平性、客観性の点で、注意が必要だろう。
評価者⑤	4	基本指針に基づく評価項目が網羅されているが、当該指針には具体的な評価基準が明示されていないため、検証結果報告書としてフィードバックされる評価内容は、評価項目ごとの大枠の評価にならざるを得ない。このため、具体的な評価基準が見えにくいのが現状であろう。学術会議ガイドライン、さらにはILAR Guide等の国際的な基準も参考にしながら、より客観的な評価事項ごとの評価基準を確立していく取り組みが求められる。
評価者⑥	3	自分の不勉強、見逃しかもしれないが、「評価基準」はHP、プログラム説明の文書、実施要項の文書のどこにも示されていないのではないかと。当日の資料の2004年の日本学術会議提言の中に評価基準の項目があり、そこには「…動物実験のガイドラインに基づいて評価と認証を行う。…」とされており、ガイドラインそのものが評価基準となっている。この通りに解釈すると、この設問の意味が不明である。もし、下の設問にある「評価項目」ごとに「評価基準」があるなら、それはどこかに公表すべきであると思う。

2. 評価項目は、基本指針に照らして妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	評価項目は基本指針の項目を網羅しており妥当であると評価できる。なお、評価項目やその細目が示された「自己点検・評価事項」において基本指針に示されている「動物実験実施者の安全及び健康の保持」や実験動物飼養保管基準に示されている「生活環境の保全」といった項目が明示されていない点については検討の余地があるように思われた。

評価者②	4	<p>文部科学省の基本指針に照らしてという意味では、項目は網羅的であり妥当である[喜多 15-16]。</p> <p>ただし、評価の自由記述の項目を類型化した越本報告を参照すると、5年間の取り組みを通じて見えてきた共通のポイントが50件程度はあるように思われる[越本 9-19]。今後の評価の作業を省力化するために、主観的になりやすい定性的な記述を抑えて、共通しているポイントを50項目くらい列挙し、それに3段階なり4段階なり評価をチェックしていく方が良いのではないだろうか。審査件数が増えていった際に備えて、審査の定式化を進めておいた方が良いと思われる。</p> <p>また、審査件数が増えていった場合に、定性的な評価結果ではデータとして蓄積しにくい、ポイントについては全体的なデータとして蓄積できる。これにより、全体的な時系列の変化や研究機関ごとの傾向を比較していくことができる。</p>
評価者③	5	当該プログラムの評価項目は、動物実験基本指針(文部科学省)に沿っており妥当である。
評価者④	4	<p>動物実験の実施状況、教育訓練の実施状況、施設の現状、自己点検・評価の状況を評価しており、基本指針の主要項目にほぼ対応している。</p> <p>飼養保管状況については、基本指針や飼養管理基準よりも必要文書や設備について具体的詳細が含まれており、わかりやすく妥当である。</p> <p>畜産の教育研究等に関する動物は環境省の飼養基準の対象外とされているが、文科省指針ではすべて実験動物に含まれ、それらの場合にどのような評価方法をとるのがやや不明瞭ではないだろうか。</p>
評価者⑤	5	評価項目は基本指針に基づいており、妥当と判断される。
評価者⑥	5	コメントなし。

3. 検証のプロセスは妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	提出された自己評価等に関する複数の評価者からなる調査チームが検証し、その結果を検証委員会へ報告するというプロセス、調査チームの評価結果を検証委員会が検証するプロセス、検証委員会の結果を対象機関に提示し意義申し立ての機会を与えるというプロセスを経ており、検証結果に対して十分なチェック機能が働いていることから検証のプロセスは妥当であると評価できる。
評価者②	4	<p>適切であると思われる。</p> <p>審査を受ける側については、事前に自己点検させ、その根拠となる資料をファイルに整理させることで、審査の手順を事前に意識しておくことができると思われる[喜多 13-14, 22-27]。</p> <p>審査をする側についても、事前に専門委員に対する研修が行われ、どのような段取りで検証をするか伝えている。その上で、実地視察・審査という流れは、適切であると思う[下田 18-24]。</p> <p>ただし、審査をする委員の作業量に関しては、相当の負担になっていると思われる。それぞれの研究・教育・学内行政・社会貢献等の仕事を抱えている中で、丁寧に書類に目を通し、定性的な評価表を記入する肉体的・時間的負担はどれだけ大きいかと懸念する[下田 18-24]。</p>
評価者③	4	毎年度4月～7月にかけての各機関からの検証の申請に始まり、書面調査、訪問調査、翌年3月末の検証結果報告書の通知に至るまでのプロセス自体は妥当と考えられる。各機関からの申請をサポートし、かつ申請以降のステップを滞りなく進めるための対応として、研究機関からの要請に応じて事前相談を行うことを検討するべきである(既存のHP上のQ&Aや「問い合わせフォーム」以上の細やかな対応として)。
評価者④	4	<p>米国など海外では、現地訪問調査は事前通知なく行われるケースもある。事前に準備をしたうえで調査は、改善が早く実行されるメリットもあるが、疑念をもたれやすいことも否めない。</p> <p>アンケートの回答結果をみると、書類審査や訪問調査の時間は施設によってはゆとりが必要なようである。また、調査員の選定基準が明確ではないように思う。</p> <p>現在、検証を5年ごとに実施することを推奨しているが、再評価の際にもまったく同じプロセスで行うのか。調査員は同一人物を含むようにするのか、それとも重複を避けるのか、といったことが不明瞭である。特に評価が低かった場合については、より短期間のうちに同じチームによる再評価を行うことができると良いのではないか。</p>
評価者⑤	5	検証のプロセスは、日本学術会議の提言に則っている。また、検証プログラムの公表、自己点検評価結果に基づく調査、検証委員会での審議、意義申し立ての機会の確保など、公平性・公正性を担保するための工夫が随所になされており、妥当であると判断される。

評価者⑥	5	コメントなし。
------	---	---------

4. 検証の方法は妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	対象機関の自己評価を検証する調査チームは、提出された自己評価の書面審査、それをふまえて対象機関の訪問調査により根拠書類の確認、施設の踏査、関係者からのヒアリングを通じて評価のための事実確認を行っており、検証の方法は妥当であると評価できる。なお、訪問調査に関して、施設の規模や施設数などにも拠るが、証拠書類の確認や施設踏査の参考時間の設定が短めに感じられるとともに、アンケート調査でも訪問調査の当日のスケジュールが忙しいとの指摘も見受けられたことから、これまでの実体験を基により適当な参考時間を設定していくことが必要であるものと思われる。
評価者②	2	検証の方法という表現が何を意味するか分かりにくい、検証の体制という意味であれば、必ずしも妥当とは言えない。第一に、国動協と公私動協による非公式の合同グループ＝正式な事務局がない体制であること、第二に、検証にかかる費用を各研究機関がそれぞれの基準で支払う仕組みになっていること、第三に、ピアレビューであるにせよ真の外部者(第三者)による検証となっていない点は、早急に改善すべきと思われる[喜多 12][下田 21-24]。いずれにせよ、個々の専門委員の努力や誠意・ボランティア精神に頼っている、仕組みとして定着できない。
評価者③	3	検証のプロセス自体は妥当であるが、実際の検証を行う段階での手段についてはより工夫・改善が必要と考えられる。特に訪問調査においては、訪問先の規模や資料内容等に応じて時間等を柔軟に設定し、確実に評価すべき点を把握することが必要である。
評価者④	4	検証結果の決定前に、報告書案に対する意見の申立てがあった場合、その適否を確認する方法は定められているのか。再検証の場合にもまったく同じことを行うのか、改善状況の確認方法はどのようにするのか。 大規模な大学で動物委員会が部局ごとに設置されているような場合、管理方法が異なる可能性があるため、部局ごとに分けて検証を行ってもよいかもしれない。
評価者⑤	4	自己点検評価や現況調査票等に基づく書面調査と、訪問調査によるヒアリングおよび根拠資料や現場施設の確認を行っており、基本的な実施方法としては妥当と判断される。しかし、現行の訪問調査の方法では、時間的制約のため、飼養保管施設ごとの飼養・施設・記録管理等の状況を十分に検証するには限界があり、改善が望まれる。
評価者⑥	5	コメントなし。

5. 検証の客観性は確保されているか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	調査チームが複数人で構成されている点、検証が3つのプロセスで行われている点など制度的に検証の客観性を確保しようとしている。また評価報告書において、自己評価と検証結果との評価に差が生じた場合、平成21年度の報告では、検証結果のみが示され自己評価の差異を書類上把握することができなかったが、翌22年度以降では各項目が自己評価と検証結果の二段組になっており評価結果が対比できるなどの改善がみられ、情報の透明性の確保のための努力が認められる。これらのことから検証の客観性は確保されていると評価できる。なお、現行では調査チームの成員と検証委員会の成員が重複しているケースがあるが、より客観性を高めるためにも両社の成員が重複しないように調整することが望まれる。
評価者②	4	客観的であると思う。 ただし、それは必ずしも良い側面だけではない。評価項目を見ると、規定や人員配置があるか否か、記録を付けているか否か、数字はいくらか、という制度的・形式的な内容が多い。事実の有無を確認している審査の場合、そこにあまり主観的な評価が入る余地はなく、客観的な検証になっていると思われる[喜多 15-21]。ただし、逆に言えば、あまり実態に踏み込まない検証になっている危険がある。
評価者③	4	実施要領・マニュアルの作成、専門委員の研修、検証委員会での審議によって最終評価を決定することにより、客観性の確保を図っている。しかしながら、研修については定期性・持続性にやや欠けるとの意見が専門委員に対するアンケートで出されていることもあり、研修の頻度を見直す必要があると考えられる。また、研修内容についても、過去の訪問調査の反省点を踏まえて適宜アップデートする必要がある。
評価者④	4	ある程度の基準が作成されているため、客観性はおおむね確保されているだろう。ただし、調査員の主観に左右される可能性がある。個々の調査結果について、調査チーム以外が確認をしたり、検証委員会だけでなく、調査員の間で結果をシェアし、議論する体制や機会があるとよいのではないかな。

評価者⑤	3	相互検証であり、評価の客観性については必ずしも十分とは言い難い。文科省所管機関と無関係な立場の評価委員を加える、あるいは一般市民の立場の評価委員を加える等の改善を図るべきであろう。将来的には公益事業として検証を実施する独立機構を構築し、運営することが望ましい。
評価者⑥	3	評価の行為は最終的には評価者の主観に委ねられるので、どのような評価であっても客観性の判断は難しい。また、評価マニュアル、評価委員の研修内容、先に述べた評価基準が公開されないと判断は難しい(1月からすでに時間がたっており、自分の記憶があやふやで申し訳ないが、当日詳しく説明されたのであれば、このコメントは撤回する)。

6. 検証の公正性は確保されているか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	対象機関と何らかの関係があるものを評価者候補者から除くなど、評価の人選にあたって公平性を重視しており、検証の公平性は確保されていると評価できる。
評価者②	5	審査をする側の専門委員の高いモラルによって、公正な検証がなされていると考えられる[下田 19-20]。 ただし、今後審査を受ける研究機関の数が増えてくると、審査する側と審査される側が次第に重なってくるのではないだろうか。社会的に信頼される公正性を確保するのであれば、審査をする組織の独立性・安定性と、そこに真の外部者・第三者を入れられるかが勝負所になると考えられる。
評価者③	4	公平性を担保する上では、専門委員の選定は非常に重要である。選定の際には地域性、経験則、出身大学、共同研究の有無等が考慮されていると考えられるが、専門委員に対するアンケートでも選定基準が不明瞭との意見があることから、選定基準は可能な限り提示するのが望ましい。
評価者④	4	調査員は検証委員会が決定しているが、調査員による格差を確認するシステムが不足しているようである。たとえば、調査員の間で評価に差があった場合、何を基準に評価を決定するのか。周辺地域内でランダムに割り当てられる形式になっているか。 なお、謝礼等の金額が定額ではなく、個別交渉となっており、調査員に大学が直接支払う体制になっていることは、公正性の観点から一般の理解を得にくい大きな問題であると考えられる。定額制、一元管理体制に速やかに移行すべきだろう。
評価者⑤	4	検証方法や検証プロセスが適正に構築されており、公正性は概ね担保されていると判断される。ただし、専門委員のアンケート結果を踏まえれば、調査員の均質化のための教育プログラムについては、方法・内容を含め、さらなる工夫・充実が必要と思われる。
評価者⑥	5	コメントなし。

7. 検証の実施に向けた各大学への広報活動等の働きかけは妥当か。

評価者	評価	コメント
評価者①	4	全国153の会員を擁し、94%が検証プログラムを認知し、76%が検証を受ける予定であることをふまえると各大学への働きかけ自体は行われているものと推測される。しかしながら実態として5年間での実施件数が62機関と全体40%であることから、より積極的な会員のプログラム利用に向けて、各機関で決裁権を持つ者へのトップセールスを行うなど情報発信先の検討や、検証に必要な作業量の目安などの情報を提供して検証を受ける際の心理的な負担間を軽減するなど、広報活動を会員が検証を受けやすくなるための環境づくりととらえ、積極的に進めていくことが望まれる。
評価者②	4	どのような広報活動を行っているのか情報がなかったため、判断が難しい。しかし、既に仕組みについては広く認知されているようで[下田 2]、にもかかわらず審査を希望する件数が増えないことの方が問題であると思われる。 実施機関にとって、検証を受けることの負担が大きい割には、検証を受ける明確なメリットが不明であり、また検証を受けた後に具体的にどう改善できるかも明確化されていないと思われる[八神 9.11]。この状態では、検証を受けるように大々的に広報を行ったとしても、それによって申請する研究機関が大々的に増えるものではなからう。ならば、広報活動にエネルギーを割くよりも、事業主体の安定性(専門委員の負担の軽減)や他の省庁の管轄下にある研究機関との連携、真の外部者の招き入れなど、相互検証プログラムの仕組みの充実に力を注いだ方が良いと思われる。
評価者③	3	各大学への広報活動については努力していると考えられるが、その内容の再考が必要だと考えられる。関係者へ動物実験管理の将来ビジョンをより強く伝え、合意形成を図ることにより、検証のモチベーションを維持できると考えられる。

評価者④	4	アンケートにおいて加盟会員であっても「プログラムを知らなかった」という回答がみられたことから、周知の方法に改善の余地があるようだ。母体が国動協と公私動協であり、これらの組織は会員制をとっている以上、まずはこれらの会員に対して周知することが、このプログラムの主な役割であってしかるべきであると考え、それ以上の責任はないと考える。しかしながら、現状において国内の大学における動物実験実施水準を規定する団体が他に存在しない以上、公益的な活動を担っていくことが全体の底上げにつながると考えられるため、非会員の機関に対しても文部科学省と連携して広報活動を行うことを推進することを期待する。文部科学省や環境省の関与を明確にすることで、大学側(とくに事務組織)における対応への意識が高まるため、検討していただきたい。
評価者⑤	3	これまで5年間の本プログラムの実績を評価する中で一番の問題点は、今回の自己評価でも示された実施率の低さである。学長会議、医学部長会議をはじめとする各種学部長会議、あるいは文科省の協力を得て、検証実施の必要性を訴える一層の働きかけが必要である。あわせて、医学、生物学系の学会に協力を求め、10年後には国内学会誌への論文掲載の条件として外部検証の実施を必須とするなど、研究者側からの自主的かつ積極的な推進策が必要と思われる。
評価者⑥	3	あちこちの大学関係者の話を聞くと、この制度があることは知っているのですが、広報は一応できていると思われるが、実施率の低さからすると不十分ともいえる。

Ⅲ. プログラムの効果

1. 実施機関における動物実験の改善について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	4	検証を通じて評価者は、指針に適合していない場合の改善策をアドバイスしているとともに、指針に適合している場合でもより良い動物実験となるように適宜アドバイスを行っていることから、実施機関における動物実験の改善について有効性が期待できるものと評価できる。ただし、本プログラムでの改善は、動物実験委員会による指導や動物実験計画書や結果報告の提出などを徹底させるなどによる間接的な改善方策にならざるを得ないという制約がある。また、実施機関の動物実験担当者まで評価者のアドバイスを確実に届ける必要があり、評価者のアドバイスがより効果的になるためには、検証結果の実施機関内関係者が共有するように働きかけていくことも不可欠なように思われる。
評価者②	3	各研究機関による事前の自己評価の点数と、専門委員による外部検証の点数を比較して、どちらが大きいのか、評価項目によって異なっているのが興味深い[越本 6]。 概して、形式的に制度を整えてあるか(委員会があるか、規定があるか等)については、自己評価の点数の方が高く、しかし専門委員の目で検証すると点数が下がる。 他方で、動物の飼養保管基準や教育訓練のあり方については、自己評価の点数の方が低く、委員による外部検証の点数の方が高くなっている。 これは、どういうことを意味しているだろうか。例えば、形式的な制度の有無については、各機関側で自己評価が高くても、多数の事例を見てきた専門委員の目で見ると、幾つか穴が見つかるということの意味しているかもしれない。他方、実際の動物の飼養保管や教育訓練については、日常の実態を知っている当事者自身が必ずしも十分ではないと思っている状況や、専門委員が見落としているか、動物福祉への配慮は評価時にさほど重視されていないのか、あるいは専門委員の方が劣悪な事例を知っていて、それと比較すると外部検証を受ける研究機関は相対的に優れている(相対評価で追認してしまう)ということなのだろうか。 従って、制度的な改善については外部検証が有効に働いているが、実体的・本質的な部分に関しては、改善を促す方向に働いているとは限らない。
評価者③	4	各研究機関における自己点検・評価の作業自体が、動物実験の現状認識と問題点の洗い出しに有効である。これに外部評価が加わることにより、実施機関における動物実験全体の自主的な改善につながると期待できる。
評価者④	3	自己点検評価の検証であり、個々の動物実験の検証は十分にできないため、動物実験の実施方法改善についての有効性はやや期待しにくい。 本プログラムがイコール外部検証制度であることから、各機関は外部検証を受けて不都合が明らかになることを恐れて、準備が出来るまで検証を受けようとなしうことが考えられる。このことへの対応として、評価実施前のコンサルテーション機能を充実させることが有効なのではないかと考える。つまり、評価を受けた場合に不都合になりそうなポイントを事前に相談し、対処法を相談できる窓口を設置するという形のほうが、結果的に外部検証につながり実効性も上がる可能性が考えられる。

評価者⑤	5	自己点検評価の客観性や自主管理の透明性の確保のために、外部の視点からの指導・助言を伴う本プログラムは非常に有効と考えられ、動物実験の改善に効果があると期待できる。継続的な改善のためには、研究機関が主体的にPDSサイクルを機能させることが重要であり、このような改善・進化を加速するための方策として、将来的には定期的な再検証の実施が望ましいが、暫定的なシステムとして、改善のフォローアップ調査などを取り入れることも有効と思われる。
評価者⑥	4	自分の大学では本評価によって指摘されたことを本部にアピールすることで、その改善に要する費用が予算化されており、大学によって温度差はあろうが、有効性は期待できる。

2. 実施機関における動物実験の安全管理の向上について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	検証を通じて評価者は、指針に適合していない場合の改善策をアドバイスしているとともに、指針に適合している場合でもより良い安全の向上に向けたアドバイスを行っている。特に安全性に留意すべき実験を行っていないケースに対しても今後の導入を想定してのアドバイスを行うなど積極的な提言も見受けられ、実施機関における安全管理の向上について有効性が期待できるものと評価できる。また、安全管理の向上に関しては、評価者のアドバイスが体制・制度・施設など管理者向けの指摘事項であるため、評価者のアドバイスの直接的な有効性が期待できる。
評価者②	4	(Ⅲ-1. のコメントに集約)
評価者③	4	当該評価では、動物実験基本指針に従って安全管理に留意すべき動物実験についての評価項目が設定されており(病原体の感染動物実験、有害化学物質の投与動物実験、放射性物質の投与動物実験、遺伝子組換え動物を用いる実験についての実施体制)、これら項目に基づく評価を通じて安全管理の向上が期待できる。
評価者④	4	評価実施時においては、実施機関に対して具体的かつ詳細な評価を行い、具体的なアドバイスをも実施しているとみられることから、安全管理の向上に対して直接有効であることが期待できる。
評価者⑤	4	安全管理上の体制の整備にも本プログラムは一定の有効性を有すると期待できるが、現行の調査方法では現場確認に限界があるため、現場での安全管理の実施状況を確認して具体的問題点を引き出すことは困難であると思われる。
評価者⑥	5	コメントなし。

3. 実施機関における実験動物の飼養保管状況の改善について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	検証を通じて評価者は、指針に適合していない場合の改善策をアドバイスしているとともに、指針に適合している場合でもより良い動物実験となるように適宜アドバイスを行っていることから、実施機関における実験動物の飼養保管状況の改善について有効性が期待できるものと評価できる。また、飼養保管状況の改善に関しては、評価者のアドバイスが体制・制度・施設など管理者向けの指摘事項であるため、評価者のアドバイスの直接的な有効性が期待できる。
評価者②	3	(Ⅲ-1. のコメントに集約)
評価者③	4	当該評価では、実験動物飼養保管基準に従って実験動物の飼養保管についての評価項目が設定されており(飼養保管手順書、マニュアル等における記載事項等)、これら項目に基づく評価を通じて飼養保管状況の改善が期待できるが、今後もSOPやマニュアル等に対する細やかな評価が求められる。
評価者④	3	評価実施者が実験動物学の専門家であるということは、動物実験の適切な実施という面での飼養保管に関する助言ができると考えられる。しかし、一般に実験動物の飼養保管状況については、一般市民がどの程度まで許容できるかという判断が直接関わりうるが、そのような感覚を取り入れることは現状の相互評価プログラムでは十分ではない。また、外部検証で不適合となった場合においても、その機関において実験動物の飼養保管ができなくなるわけではないことや、指摘があっても予算上の措置として改善策が実施できないこと、さらに対応できない機関が外部検証を受けようとする可能性が考えられ、検証が実効性をもつには、本プログラムが文部科学省や環境省の法令と密接な関係を持つことが必要なのではないかと思う。

評価者⑤	4	飼養保管体制の整備にも本プログラムは一定の有効性を有すると期待できるが、現行の調査方法では現場確認に限界があるため、現場での飼養保管状況を確認して具体的問題点を引き出すことは困難であると思われる。
評価者⑥	5	コメントなし。

4. 実施機関における施設等の維持管理状況の改善について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	評価者の施設等の維持管理に関するアドバイスは、実施件数の約半数で行われており、内容も評価者の専門的な知識を活かしているため、実施機関における改善が期待されるものと評価できる。
評価者②	4	(Ⅲ-1. のコメントに集約)
評価者③	4	当該評価では、動物実験基本指針と実験動物飼養保管基準に従って施設等の維持管理についての評価項目が設定されており、これら項目に基づく評価を通じて改善が期待できる。但し、検証の結果では、施設等の維持管理について指導・助言が多かったと報告されていることから、今後は当該事項に関する評価の重点化が必要である。
評価者④	3	施設の維持管理状況は、訪問調査において確認しやすいが、現状の方法では限られた時間ですべての施設を確認できないため、十分であるとはいえない。 また、Ⅲ-3. と同様、相互検証プログラムが文科省や環境省の法令制度において位置づけられていなければ、強制力が期待できない。実施機関においてとくに施設等の維持管理状況を改善するためには、予算措置が必要となるが、その際に現在の体制では難しいのではないか。
評価者⑤	4	施設の維持管理体制の整備にも本プログラムは一定の有効性を有すると期待できるが、現行の調査方法では現場確認に限界があるため、すべての飼養保管施設について現場での維持管理状況を確認して具体的問題点を引き出すことは困難であると思われる。
評価者⑥	5	コメントなし。

5. 実施機関における教育訓練の改善について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	4	検証を通じて評価者は、指針に適合している場合でもより良い教育訓練となるように適宜アドバイスを行っており、実施機関における教育訓練の改善について有効性が期待できるものと評価できる。ただし、教育訓練に関する評価者の改善アドバイスは他の項目に比べて少なく、具体的な改善方法に言及しにくい分野であると考えられる。評価者が有効な情報を実施機関に提供できるよう、評価者講習会などにおいて、過去に検証した実績より優れた教育訓練の取組を紹介するなど評価者の知識の向上を図るような支援が望まれる。
評価者②	3	(Ⅲ-1. のコメントに集約)
評価者③	5	当該評価では、動物実験基本指針に従って教育訓練に関する評価項目が設定されており(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練の実施状況)、これら項目に基づく評価を通じて教育訓練の向上が期待できる。
評価者④	4	教育訓練の方法において、独自性や確実性を高く評価しているケースが多いようだった。どのような場合に高い評価につながるかは、指針やガイドラインからではわかりにくい。そのため、各機関が試行錯誤していることが多い部分ではないか。理想的な方法について具体例を公表して示すことが、早急な改善につながるように思う。
評価者⑤	4	教育訓練の改善にも本プログラムは一定の有効性を有すると期待できるが、現行の調査方法では教育訓練の具体的な内容や受講履歴を精査するには限界がある。また、教育内容、所要時間、再教育頻度などに関する評価基準も特に存在しないため、その妥当性を客観的に評価し、レベルアップを推進するまでの効果が出ているとは言い難い。
評価者⑥	5	コメントなし。

6. 実施機関における自己点検・評価、情報公開の改善について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	実施件数の約6割でアドバイスが行われており評価者が積極的に改善方をアドバイスしている分野であり、実施機関における自己点検・評価、情報公開の改善への有効性が期待できる。アドバイスは情報公開のためホームページを活用しようという趣旨のものが多く、より効果的にするためにはHPに情報を掲載する際の方法、例えば時系列比較できるように複数年度自己評価を行っている際には直近の年度だけではなく全年度の情報を提示するなどまでアドバイスができるよう研修等を通じて評価者の知識向上を図っていくことが望ましい。
評価者②	4	(Ⅲ-1. のコメントに集約)
評価者③	3	当該評価では、動物実験基本指針に従って自己点検・評価、情報公開についての評価項目が設定されており、これらの項目に基づく評価によって向上が期待できる。但し、検証の結果では、情報公開について指導・助言が最も多かったと報告されていることから、今後は当該事項に関する評価の重点化が必要である。公開すべき情報については、より具体的な項目を挙げる等の議論が必要と考えられる。
評価者④	4	本プログラムの影響よりも、文部科学省からの指針遵守に関する再三の通知の方が、各機関にとって有効性が高いかもしれない。評価の際に判断しやすい項目ではあるため、外部検証を受けようとする機関での対応は改善されやすいと考える。一方で、各実施機関は100点をとろうとして準備が間に合わず、外部検証を受けようとしにくいという可能性も考えておくべきである。各機関の情報公開の状況は、外部検証の申請前でも判断できるため、すでに民間団体等が調査を進めているが、プログラムとしても現状把握をしてはどうか。
評価者⑤	5	自己点検・評価結果を前提とした外部検証システムであることから、検証を受ける際には自己点検・評価システムの整備なしには成し遂げることはできず、必然的に自己点検評価の改善が図られるはずである。また、自己点検評価結果に対して客観性や透明性を付加するために、外部の視点からの指導・助言を伴う本プログラムは特に有効と考えられ、情報公開の改善についても一定の効果が期待できる。最近になって国動協・公私動協が情報公開項目のminimum requirementを設定したことで、情報公開の改善については相乗効果が期待できる。
評価者⑥	5	コメントなし。

7. 実施機関における動物実験関係者の意識向上について、有効性は期待できるか。

評価者	評価	コメント
評価者①	4	アンケート調査の結果などから直接相互評価に携わった職員は大きな影響を受けていることが伺えることから、実施機関における動物実験関係者の意識向上について有効性が期待できる。ただし、実施機関において検証に直接関与しなかった動物実験担当者まで意識の向上が認められるようになるためには、検証結果の情報が当該動物実験担当者まで伝わる必要があり、より効果的に改善を進めるためには検証結果の実施機関内での共有するような機会を実施機関側が行うよう提案することも教育的指導の一環と考えることができる。
評価者②	3	研究者自身も納得しているテーマ(安全管理や施設の維持管理)であれば、意見交換や他大学の事例(失敗事例など)を共有することで意識の向上は可能だと思われる。ただし、評価項目が制度的な内容であるので(客観的な事実の確認が中心)、実施機関の研究者の意識にまで踏み込んで改善を期待できるとは限らない。むしろ、検証する側の専門委員になることで、他組織の課題について観察し、知識や信念を増加させているようである[下田 19]。複数の事例を観察することで、「各研究機関は、相互比較に基づく審査を受けるべきだ」という意欲を持つ人材を育てているのであれば、そこにも意義があると思う。
評価者③	4	相互検証のプロセスを踏むことによって、結果的に関係者の動物実験管理に対する意識の向上につながると期待できる。今後、関係者における意識の向上と維持に必要なのは、関係者間での動物実験管理に関する将来ビジョンの共有であり、更なる関係者間での議論と合意形成が求められる。評価を受ける研究機関が、評価は義務で仕方なく受けるもの、あるいは負担が大きいものと受け止めることのないよう、機関自身の改善のために受けるべきという意識を浸透させる取組みが必要である。

評価者④	5	これまで外部の目が入らないところで、動物実験や実験動物管理の適正さというものは確認しづらく、実施水準というものは、動物管理者の知識や倫理観に大きく影響を受けていた可能性がある。そこへ外部評価のシステムを構築し実施にこぎつけたことは、直接実験動物の管理や使用に携わる関係者の意識向上に有効であったと考えられる。さらに個々の実験従事者に対しても、機関内での注意喚起の根拠を与えたことにより、意識向上のはたらきかけにつながっていることが期待できる。
評価者⑤	4	動物実験委員会委員や飼養保管施設の管理者および実験動物管理者に対しては、意識向上について有効性が期待できる。一方で、一部の検証済み機関からの意見にもあるように、個々の動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者等の意識向上への効果は限定的と考えられる。
評価者⑥	3	本評価結果が実際に実験を行っている研究者にまで伝えられ、意識向上の直接結びつくことはあまり期待できない。動物実験を管理する部署の事務職員も含めた職員の意識向上には間違いなくつながる。その結果として研究者に対する間接的な効果は期待できる。

IV. プログラムの今後について

1. プログラムの継続性、発展性は。

評価者	評価	コメント
評価者①	5	プログラムは方針等が示す実施機関の自己評価を第三の立場で検証するという役割を果たしており、既に全会員の4割がに検証を受け、まだ検証を受けていない機関のうち約8割は今後の利用を意図していることから、今後も継続的に実施していくことが期待される。また、業務に取り組む姿勢や意欲が高く、実施機関に対するアドバイスも積極的に行っている評価者が育成されていることからプログラムの今後の発展が期待される。
評価者②	3	審査委員の負担が、最大の課題であると思われる。高いモラルで信念を持って評価に当たってくれている人々が、今後は疲弊しないようにしなければならない[八神 10]。 また、実施機関と審査委員の双方が増えていった場合に、評価する側とされる側が重なってくるのが懸念される[越本 1-4]。 さらに、文部科学省の所管の下にある研究機関と、それ以外の省庁の所管にある実験施設のルールが統一化されていない。諸外国の認証制度との相互性を確保するなら、まずは国内のルールを整理する必要があるのではないだろうか。国動協・公私動協の会員以外の研究機関をどうするか、他の任所制度とのすり合わせをどうするかは、既に専門委員の中からも課題として指摘されている[下田24]。 そして、大学関係の研究機関だけが優れた仕組みを作っても、民間企業やその他の動物実験施設のクオリティが低いままでは、愛護団体からの全般的な批判が弱まることはないと思われる。
評価者③	4	2009年開始から5年あまりで、相互検証システムを立ち上げて稼働させてきた実績は高く評価する。今後の発展が期待できるが、現行の調査費用を考えると、公的なファンドの獲得も視野に入れる必要がある。
評価者④	3	プログラムの趣旨は理解できるし、十分な努力がなされていると思う。しかし、現在のところでは、大学に所属する実験動物分野の専門家が、自主的に行う活動であるという域を出ておらず、多くの大学の特に事務局における理解を得てプログラムの実施率を向上させることは厳しく、実施率の向上は大きな課題であるだろう。 また、調査員側が大学所属の教員等である場合、日常業務に加えての業務となることから、十分な人員確保が課題であるとみられる。調査員候補者を増員することは、今回の評価において一部の調査員に不適切さや若干の偏りがみられたことから、評価の公正さの不統一が増すおそれがある。専門の調査員を擁するかたちも検討すべきだろう。 以上の課題を考慮すると、継続性にやや不安がある。
評価者⑤	4	本プログラムに基づく外部検証の実施率は、国動協・公私動協の会員校に限っても未だ50%に達していない。今後、非会員校への普及も図りつつ、継続的に発展させていくには、さらなる工夫と多大な労力が必要である。一方、今回実施された検証プログラム自体の公開評価では、外部評価者の視点を積極的に取り入れ、実施体制や実施方法の改善、さらにはプログラムの発展を目指す姿勢が強く表われており、継続的な進化が期待できる。現行の実施体制で実施率を飛躍的に向上させることは必ずしも容易ではないが、まずは外部検証の網羅性を高める取り組みに注力し、あわせて客観性を高める機構構築に向け、段階的に発展することが期待される。
評価者⑥	無記入	継続、発展を期待するのではなく、させなければならない。

2. 継続するための事業主体の適正性は。

評価者	評価	コメント
評価者①	4	仮に現状での全会員が大学評価と同様に7年間の1度の割合で検証を受けた場合、少なくとも年間22件前後の検証が求められることとなる。これまでの実績では2012年の年間19件がもっとも多く、この事業数を遂行していることから現行体制での対応は可能であるものと考えられるが、2012年を上回る業務量が恒常化した場合にそれに耐えうる体力を事業主体が有しているのかについては、人材や財政面からの検討が必要であると考ええる。
評価者②	2	<p>国動協・公私動協の中からメンバーを作ってワーキンググループでプログラムを運営していくのは、やはりどうしても厳しいと思われる。専門委員にどれだけ負担が掛かったかと思うと、その委員の誠実さには心からの敬意を払いたいと思うが、しかしこのペースでは審査件数を大幅に増やすことも不可能であるし、継続的にプログラムを運営するのは厳しいと感じる[八神 10, 12]。事業主体は、独立した組織(事業予算の裏付けを持つ組織)にするか、民間の法人組織などに機能を委託するなどして、専門の組織・担当者を作るべきではないだろうか。定年退職者の活用という意見も検討すべきであると思う[下田 24]。</p> <p>また、今後、審査件数及び専門委員が増えていった場合に、審査する側とされる側が重ならないようにする(公正性を確保する)という観点からも、各研究機関から独立した専門の組織と人員を確保すべきではないだろうか。そして、こうした組織に対しては、文部科学省なり、厚生労働省なり、あるいは日本学術振興会議や内閣府の科学技術総合会議など、公的な組織がきちんと予算の裏付けをすべきであると思う。</p>
評価者③	4	多様な動物実験を実施する大学等の研究機関に対して的確に評価をするという観点で、現行の事業主体は適正であると言える。但し、事業主体の安定性を考えるとヒューマンリソース上の課題を解決する必要があり、例えば、現役の大学職員が専門委員として評価業務を担当するには限度があるため、今後はリタイアした研究者に参画いただく等の方策を講じる必要があろう。
評価者④	3	必要な経費があるため、行政の関与がもう少しあっても良いと思う。しかし行政がかかると直接的な規制適用につながってしまうことから、第三者の公的機関として位置づけられるとよい。現在の国動協・公私動協による協働体制は、評価者が専門分野および大学に関する事情に精通しているという点では適切であるが、非会員に対する拘束力が弱いことが現状では発展に対する1つの大きな障壁となっていると考える。国がこのプログラムによる外部評価を適切に位置づけて、規制よりも助言・指導に関して、将来的に事業委託をするようになれば、もっとも適切な事業主体となりうると思う。別の方法として、日本実験動物学会等の学会のなかに専門組織を設けることもできるかもしれない。
評価者⑤	3	現役大学教員によるボランティアだけで構成される現行の組織では、検証団体としての継続性や発展性が憂慮される。本プログラムを文科省所管の動物実験実施機関全般に広く適用し、将来的に認証制度に発展させるには、専任評価委員や専任事務局を含めて構成される独立した法人格として機構構築することが実務遂行上必要である。さらに、独立した公益事業体として活動することにより、検証団体として社会的にも高い評価と理解が得られると期待される。
評価者⑥	4	現時点では適正であると考えるが、統一性の観点から、各省庁管轄で分かれている評価事業の一元化は必要である。そのためには、各省庁の基準の一元化も必要であろう。

3. 将来的な第三者評価制度への発展的移行について、ご意見等がございましたら、ご記入ください。

評価者	評価	コメント
評価者①	-	本プログラムの対象が大学の研究機関であり、産業界における研究機関に比べさらに評価に対する財源が厳しい状況であること、検証の対象となる母数が限られマーケットの規模が小さく事業としての収益性が限られていることから財政負担の少ない相互検証方式が生み出されたものと認識している。本プログラムは検証にかかる費用を抑えながらも、基本指針や提言などに示された第三者評価の役割を十分に果たしているものと評価できる。さらなる発展的移行が組織体としての「独立した評価機関」を意味しているのならば、そのような組織を維持できるような財政的な負担に会員が耐えうるのかまたは別途財源を確保できるのかということが最大の課題になるものと思われる。また、独立した機関を創設した場合に想定される財政的負担を推計し、費用対効果を明確にしたうえで、相互検証制度を維持していくのか、それとも外部検証機関へと移行すべきなのかを会員間で十分に話し合う機会を設けていくことが必要であるものと考えられる。

<p>評価者②</p>	<p>-</p>	<p>専門委員は、当該実施機関の所属者ではないとはいえ、やはり動物実験に関わる研究者同士＝同業者であり、現時点では「内輪の相互検証である」と批判されても、反論できないと思われる。</p> <p>実際、今回のSTAP細胞に関わる一連の事件の発生は、研究者同士のピアレビューの役割や研究倫理に関する社会的な信頼を大きく損ねる結果になったと思われる。現時点では、STAP論文に関わった研究者の不誠実で杜撰な姿勢が報道されている状況であるが、次の議論として、これは氷山の一角であるという議論になり、様々な研究機関の研究倫理や手法が厳しく問われる状況になっていくと思われる。論文審査は、動物実験という行為の事後に行われる審査であるが、そこが杜撰であるならば、実験前に行われる計画の審査についても信頼性が揺らいでしまう。となると、動物実験に対する法規制の非効率性と自主管理の妥当性を主張しても、社会的に見て説得力を持ちにくい状況になってしまったと思われる。</p> <p>従って、社会的な信頼確保のためにも、またさらなる研究倫理を高めていくためにも、相互検証プログラムを、同業者同士の評価ではなく、真の外部者、第三者による評価に早急に移行していくことが必要であると考え。</p> <p>例えば、公共的な課題・規制の仕組み・世論の動向に関しては社会科学系の研究者が、生命倫理や動物の立場については人文科学系の研究者との連携が可能であろう。異なる分野の研究者が持つ思考や思想から、時に大きな「気付き」を得ることもあるはずである。</p> <p>そして、いずれは一般市民や動物愛護団体など、研究者の都合とは異なる価値観を持つ人々をも巻き込んでいくべきであると考え。もちろん、研究者の都合を知らない素人としての感性を持っている人々に参画してもらうことで、彼らの発言が科学技術の発展や医療技術の進捗の足枷になる可能性もある。しかし、その議論の一部始終も広く情報開示して、どちらに世論の支持が集まるかという試練の場をも乗り越えていかねばならないと思う。</p>
<p>評価者③</p>	<p>-</p>	<p>当該プログラムが2009年から、日動協による外部検証は2004年から、HS財団による外部検証は2008年に開始ということで比較的日子が浅く、まずは、それぞれの団体で実績を重ねていくことが将来的な第三者評価制度への素地づくりにつながると考えられる。また、国際的な認証システムとの相互乗り入れも視野に入れると、海外へも積極的に情報の公開を行っていただきたい。研究機関のHPにおいては、常時、和文と英文双方の情報提供を求める。</p>
<p>評価者④</p>	<p>-</p>	<p>自己点検・評価の結果をもとに、基本指針や飼養保管基準に沿っているかという検証をすることは、行政上の妥当性をもつが、世情の変化にいち早く対応することができずコンサバティブな姿勢であるとみられる。このことは相互検証プログラムに対して、一般市民の声を導入するシステムが少ない点とも相まって、自主的に改善を推進しているというよりも、現状では十分な対応ができていないため、基準レベルに持ち上げようとしているという印象を与え、自主性という点では評価されにくく、後手に回っている感を払拭しづらいだろう。5年をめぐりに動愛法の見直しがあり、また、前回の改正法の附帯決議にも実験動物の福祉向上について継続的な対策が盛り込まれたことから、改正ごとに対応するだけでなく、10年～30年程度の長期的な展望をたてたうえで、それに向けた取り組みを構築したほうが良いのではないだろうか。</p> <p>現在のところは認証制度ではないものの、認証制度となることを期待したい。そのためには、自己点検・評価の検証だけではおそらく不十分であるし、IV-2で述べたとおり、監督官庁の関与を強めるか、本プログラムをより実態化する必要があるのではないか。</p> <p>さらに、現在監督省庁ごとに外部検証制度がそれぞれ存在していることは、非効率だと思われるので、統一を図るための情報交換等を一層期待する。</p>
<p>評価者⑤</p>	<p>-</p>	<p>将来的には、専任評価委員や一般市民の立場の評価委員、専任事務局を含めて構成される独立した法人格である第三者評価機構を構築し、認証システムに移行する必要があると考えられる。その際には、国内の他の認証団体(HS財団、日動協)の認証基準との擦り合わせを図り、認証結果の相互保証を可能にすることも重要な課題である。現段階でも、他の認証団体の委員長もしくは委員が相互に参加することで、各検証団体間での情報共有や評価基準の標準化の布石となるものと思われる。さらに、日本学術会議の提言にも相互認証として示されているような、国際的認証制度との間の標準化も視野に入れた認証システムの構築を目指すことが望まれる。</p>
<p>評価者⑥</p>	<p>-</p>	<p>統一性の観点から、各省庁管轄で分かれている評価事業の一元化は必要である。そのためには、各省庁の基準の一元化も必要であろう。</p>

V. その他

相互検証プログラム全体、および今回の公開評価会等について、ご意見、ご批評等がありましたら、ご記入ください。

評価者	評価	コメント
評価者①	-	<p>◇シンポジウム内でも議論されたが、検証委員会に協議会外部から動物福祉等の有識者を迎え入れるなどの取組を行うことにより、検証の客観性や公平性をさらに高めていくことが可能であり、是非ご検討いただきたい。</p> <p>◇現状では評価者が対象機関との事務的な調整や訪問調査の手配等をおこなっていることから、評価者の事務的負担が大きいものと思われる。評価者が多忙な業務の中で検証に従事していることから、検証に専念できるよう事務的な手続きを外部に委託するなどの取組を検討すべきだと思われる。</p> <p>◇現行でも十分に客観性・公平性に留意していることが認められるが、検証の客観性や公平性、評価者の独立性を形式的・心理的に高めるためにも、金銭の受領については特に留意する必要がある。現行では評価者と被評価者との間で直接金銭的なやり取りが行われており、この点が現況において客観性や公平性に対して影響を与えているような事実は確認されていないものの、今後客観性や公平性への信頼感を損ねる要因となりうることも考えられるため、事務局が仲介するなどの改善策を早急に検討すべきである。</p>
評価者②	-	<p>公開評価会に中立的な立場から聞いてみて、これまでのパイロット事業的な取り組みの経過については、十分に納得できた。そして、国動協・公私動協の関係者が、どのような制度を作るべきか懸命に議論し、大変な努力を重ねてきたことがよく分かった。これまで仕組み作りに関わってきた熱意をもってすれば、第三者を仕組みの中に招き入れることは十分に可能であり、批判を恐れる必要はないと思う。</p> <p>ただし、「各研究機関の取り組みを適切に評価しているか」「相互検証プログラムを通じて各研究機関の運営が適正になるか(効果を発揮するか)」という根本的な課題に関しては、どの程度の期待水準で捉えるかによって、評価が変わってくるのではないだろうか。その期待水準としては、例えば以下の3つが考えられる。</p> <p>①定められたルールや仕組みを設置しているか否かという、制度的・形式的な評価 ②ルールや仕組みが内部で周知され、マニュアルが守られているかという実務的・実体的な評価 ③制度趣旨を理解し、常に緊張感と配慮を持ちながら研究しているかという本質的・倫理的な評価</p> <p>文部科学省の基本指針は、①に重点があり、②については適宜考えるという期待水準であるように思われる。日本実験動物学会の提言は、②のレベルを重視した期待水準であるように思われる。そして、日本学術会議の外部検証に寄せる期待や、環境省の保管基準に関わる人々(愛護団体も含む)の想いとしては、③を満たしてこそ優れた仕組みであると考えていると思われる。</p> <p>その上で、この国動協・公私動協のワーキングチームによる相互検証プログラムによって、現時点でどの程度の期待水準の評価が行われているかを考える。まず、①レベルのチェックとしては十分に有用であると思われる。②については、ある程度有効という感じであろうか。というのは、実地審査において踏み込んで議論できるものの、結局のところ、各研究機関で繰り返し議論しなければ、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」結果で終わってしまうかもしれないからである。そして、③のレベルで意識向上を期待するには、現在の相互検証プログラムでは不十分であろう。研究者としての本質・倫理まで踏み込んで、動物実験の改善を定着させるのは、ピアレビューだけでは難しいだろうと思う。もちろん、崇高な目標(学問や科学技術の発展、動物福祉への配慮、公正性や一般社会からの信頼)に照らして即効力のある手段になることを目指すのではなく、まずは実務的に下から積み上げていく現場の努力も重要であると思う。</p> <p>既述の通り、むしろ検証する側の専門委員になることで、その人物が③を満たす研究者になっていくことは、実は重要な副次的意義を持っているかもしれない。外部検証の作業を引き受ける人々は、現状に何らかの問題意識を持っているからこそ大変な負担を引き受けるのであり、また多くの施設を見学する中で、課題や解決方法について自らの中に知識と信念を蓄えていくことができる。つまり、検証を受けて改善が起きるといっても、他組織の課題について観察することを通じて、審査・評価する側が知見と信念を増すという意味で、その人材育成的側面も、外部検証の大切な意義であるかもしれない。</p>

<p>評価者③</p>	<p>-</p>	<p>当該プログラムは、現時点で評価後のフォローアップを対象としていないが、動物実験管理における一層の改善推進を考えると導入する必要があると考える。加えて、相互評価実施件数のスピードアップ化が求められる。また情報公開の観点から、相互検証の進捗状況に関する報告の場を定期的に設けるべきである(この度の公開評価会以外に、シンポジウムやワークショップ形式での報告会も考えられる)。</p>
<p>評価者④</p>	<p>-</p>	<p>プログラム設立時に掲げた当初の目的や方針に照らせば、制度の完成度は高く、この点は評価できる。既に評価を受けた機関や、評価者として携わった個人の感想や意見、及び今回の公開評価会においてあがった意見をよく評価し、さらなる発展を期待したい。プログラムによる自己評価において、問題点は適切に把握されていたと思う。今後も動物実験が社会に理解されて受け入れられるか、実験の意義と動物の取り扱いの適切さについての説明責任を果たすことにも、積極的に発信すべき組織の1つであると思う。</p> <p>ただし、世界的潮流をかんがみれば、そして「第三者」による評価と銘打つためには、一般市民の意見を取り入れることは不可欠であり、一般市民に対して積極的に周知することをさらに意識していただきたい。調査への立ち会いは必要ないと考えるが、動物実験をサポートする側と反対する側、あるいは特に強い意見をもたない一般市民や、その代表者である議員等の意見をきく場を設けたり、組織化することができれば、長期的な方向性を検討していくことが可能になり、有効な「第三者評価」の確立につながるのではないかと考える。それにより、もたれあいや、必要以上に厳しい規制の策定を避けることができるのではないかと考える。</p>
<p>評価者⑤</p>	<p>-</p>	<p>基本指針が適用されない文科省・厚労省・農水省の3省以外が所管する動物実験実施機関についても網羅的に検証するプログラムとして活用されることが理念として謳われており、普及に向けた取り組みが期待される。動物実験基本指針が省庁別に制定されている現状では難しい面もあるが、将来的に動物実験基本指針の統一がなされれば、認証機構の統一化を図ることも可能であろう。今回の検証プログラムの公開評価会では、外部評価者の視点を積極的に取り入れ、実施体制や実施方法の改善、さらにはプログラムの発展を目指す姿勢が強く表われており、今後も定期的実施することにより、継続的なプログラムの発展が期待できる。</p>
<p>評価者⑥</p>	<p>-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当日、透明性に関して「関係者同士で実施していて良いのか」のかの議論があったが、細部の議論より、現時点では「実施している」ことを「実施することによって改善された点」とともに、広報することに最大限の努力をするべきであると思う(特に、マスコミ、議員に対して。もちろん国民にも)。 ・改善点を指摘する際には、可能であれば具体的な改善案(例)を示すのもよいと思う(全てで可能とは思わない)。 ・事前の資料準備の事務負担は軽くないので、申請書を審査の上、不明点確認のための資料のみを現状調査の際に準備するよう指示するようにすることを検討してもよいと思う。 ・改善を指摘した場合にはフォローアップは必要であろう。